

景観重要公共施設の指定に向けた検討資料

(1) 指定の基本方針

○雑司が谷地区の景観形成特別地区のシンボルとなる景観重要公共施設の選定

- ・雑司が谷地区には、景観重要建築物に指定した雑司が谷宣教師館、国の重要文化財に指定された鬼子母神堂などが残る。その中で、鬼子母神大門ケヤキ並木道は、樹齢 400 年を超えるケヤキ並木や石畳の舗装、沿道の建築物等が一体となり、鬼子母神堂の参道として魅力ある公共空間を形成している。
- ・現在、雑司が谷の歴史と文化を受け継いでいくための地域活動がユネスコの未来遺産に登録されたところである。
- ・地元では、有志により「鬼子母神大門櫨並木保存会」を立上げ、ケヤキ並木の保存に関するさまざまな活動に尽力しており、平成 28 年 12 月には新たに若木の植え付けを行い、ケヤキ並木を後世に伝える活動を行っている。
- ・豊島区では、雑司が谷地区のシンボルとなる鬼子母神大門ケヤキ並木道について、並木や舗装の管理、その他道路構造物を含めた街並みの保全を行っていくため、景観法に基づいた景観重要公共施設に位置づけ、沿道及び周辺の街並みを牽引する公共施設の景観形成を行う。

○運用しやすく実効性のある、整備に関する事項及び占用等の許可の基準の検討

- ・整備に関する事項及び占用等の許可の基準について、具体的な基準を定め、良好な景観の形成のために運用のしやすさと実効性を確保する。





鬼子母神堂

雑司が谷みみずく公園

2号

1号

都電鬼子母神前駅


(2) 鬼子母神大門ケヤキ並木道の現状

①路上構成物

鬼子母神大門ケヤキ並木道上に設置している路上構成物を調査し、以下に整理する。

<1号(特別区道42-600の一部)>

	路上構成物	分類	備考
		道路構造物/ 附属/占用	
1	アーチ 	工作物	都屋外広告物条例第6条禁止区域 第13条ニ 国または公共団体が公共目的 で表示するものに該当
		占用	
2	石畳 	舗装	石張り ※石の種類 都屋外広告物条例 第6条禁止区域 第13条一 他の法令の規定に より表示する広告物に該当
		道路構造物	
3	交通標識 	交通安全施設 (規制標識 「駐車禁止」)	交通標識に屋外広告物の掲載 あり ⇒都屋外広告物条例第13条二 により表示する広告物に該当
		占用	

	路上構成物	分類	備考
		占用／附属	
4	ケヤキ 	街路樹	都管理：4本 区管理：15本 (合計 19本)
		区管理⇒附属物 道路法 2 条 2 項 2 号 都管理⇒自然物	
5	ベンチ (石製) 	工作物	植樹枅の変形
		附属物	
6	ポラード 	工作物	ケヤキを保護するもの
		附属物 道路法 2 条 2 項 1 号	
7	自治会掲示板 	工作物	都屋外広告物条例 第 6 条禁止区域に道路が該当するが、 第 15 条許可を受けて表示できる広告物規則第 14 条二 による広告物に該当
		占用	

	路上構成物	分類	備考
		占用／附属	
8	電柱・電線 	工作物	地中化した場合、地上機器を置く必要あり
		占用	電柱に広告物の掲載あり ⇒電柱広告 都屋外広告物条例規則第 21 条の規格に適合 ⇒貼り紙 都屋外広告物条例第 13 条二に該当
9	街灯 	工作物	街灯に広告物の掲載あり (違反広告物) ⇒貼り紙 ⇒広告旗
		附属物 道路法 2 条 2 項 2 号	  ⇒立看板 都屋外広告物条例第 13 条一 他の法令の規定により表示する 広告物に該当 

< 2号（特別区道 42-500 の一部）>

	路上構成物	分類	備考
		占用／附属	
1	石畳 	舗装	石張り
		道路構造物	
2	道路反射鏡 (カーブミラー) 	工作物	屋外広告物なし
		附属物	
3	ボラード 	工作物	ケヤキを保護するもの
		附属物 道路法 2 条 2 項 1 号	
4	案内板 	工作物	街の魅力を伝える
		附属物 都屋外広告物条例 第 6 条禁止区域に道路が該当 するが、第 13 条ニ 国または公共団体が公共目的 で表示するものに該当	

	路上構成物	分類	備考
		占用／附属	
5	ケヤキ 	街路樹	区管理：3本
		区管理⇒附属物 道路法2条2項 2号	
6	街灯	工作物	支柱の塗装など、管理上の注意が必要
		附属物 道路法2条2項 2号	

②誘導に向けた課題

- 良い雰囲気形成の構成物は、雰囲気を保ちながらメンテナンス
 - ・鬼子母神大門ケヤキ並木道を構成する道路構成物として、ケヤキや石畳のほか、商店街の入口ゲート、街灯などは良い雰囲気形成の要素として挙げられる。今後とも雰囲気を保ちながら、メンテナンスを行っていく必要がある。
 - ・良い雰囲気を形成している構成物の維持管理については、「景観まちづくりワークショップ」を活用し、住民の意見を反映させながら検討する。

- 道路の交通安全上、必要な構成物について雰囲気に合わせた配慮を実施
 - ・交通安全などの理由から、雰囲気に合わなくても整備する必要のあるものは、安全性を保ちつつも、鬼子母神大門ケヤキ並木道の雰囲気に合うよう、支柱や柵の色彩など配慮が可能なものについて検討が必要である。

- 占用許可基準への追記の検討
 - ・電柱、自治会掲示板などの占用物について、鬼子母神大門ケヤキ並木道の雰囲気に合うよう配慮を求めていく必要がある。そのため、占用許可基準の中で、色彩や意匠などについて、付近の美観と調和・均衡の取れたものとするよう、追記することについて検討する必要がある。

- 住民意見等を踏まえた景観整備イメージの検討
 - ・平成 29 年度に実施する予定の「景観まちづくりワークショップ」を活用し、良い雰囲気を形成している構成物や、鬼子母神大門ケヤキ並木道に配慮した色彩、素材、意匠などについて、住民意見を踏まえた検討が必要である。

- 無電柱化については、ケヤキの保全という視点も踏まえ検討
 - ・鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みの中で、無電柱化により電柱、電線が見えなくなることは、良い雰囲気形成につながるものである。しかし、地中化に取り組んだ場合、電柱の代わりに地上機器を設置する必要があるとともに、地中を掘削し、他のインフラを埋設し直しながら電線を埋設することとなり、ケヤキの根を痛める可能性を念頭におくことが重要である。
 - ・無電柱化の方策については、軒下配線や背面の街区に配線するといった方策も含めて検討する必要がある

(3) 整備に関する事項

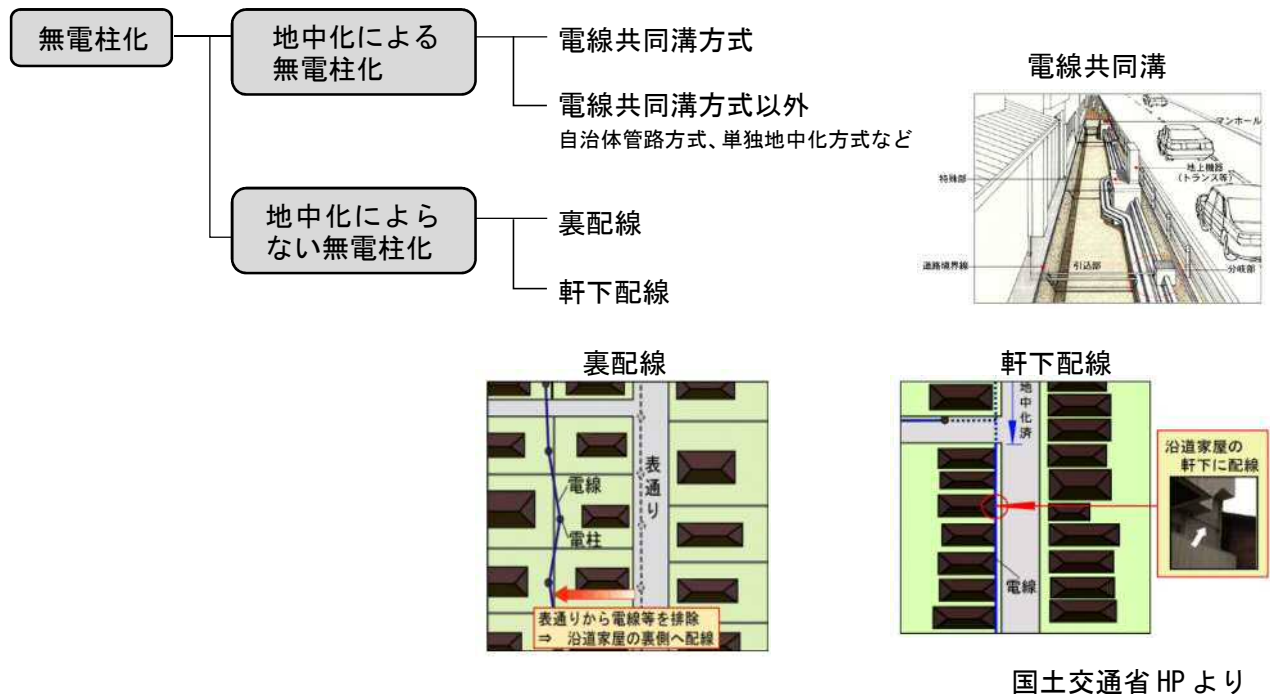
1) 景観計画における考え方

① 基本的な考え方

- ・ 鬼子母神大門ケヤキ並木道（区道 42-600 号、区道 42-500 の一部）の整備にあたっては、ケヤキ並木の維持・管理や街路灯の整備・維持、無電柱化、舗装の維持などにより、個性ある街並みを形成する。
- ・ 舗装は現在整備されている自然石（例：御影石）を基本とし、色彩・素材等は街路樹のみどりを惹き立てるよう配慮する。
- ・ 樹種（ケヤキ）にあった維持・管理に取り組み、連続した良好なみどりの景観を形成する。

② 無電柱化に関する考え方

- ・ 鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並み形成上、無電柱化による効果は大きいものとする。ただし、ケヤキの根を保護しながらの整備となるため、裏配線や軒下配線といった地中化以外による整備手法を用いることを検討する。



2) 整備に関する方針

【道路整備の考え方】

- ・ 鬼子母神大門ケヤキ並木道は、江戸時代を通じて続く雑司が谷地区の歴史や文化を後世に残すシンボリックな景観として、並木の魅力を生かした道路景観を形成する。
- ・ 鬼子母神大門ケヤキ並木道のもつ雰囲気と調和し、配置、規模、意匠、素材、色彩に配慮した施設整備となるよう努める。
- ・ 雑司が谷地区の情報発信、散策拠点として、魅力的な空間創出に配慮する。
- ・ 沿道の雑司が谷みみずく公園と連携した魅力的なオープンスペースを創出する。

【道路構造物整備の基準】

- ◎ 舗装の改修にあたっては、自然石（例：御影石）の使用を基本とする。

【附属物整備の基準】

- ◎街路灯、ポラード等の附属物の設置にあたっては、周囲の雰囲気と調和した配置、規模、意匠、素材、色彩となるよう努める。
 - ⇒彩度の高い色彩を使用しない。(例：彩度 6 を超える色)
 - ⇒素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。
- ◎交通安全上必要な標識、カーブミラー等の設置にあたっては、支柱の色彩が周囲の雰囲気と調和したものとなるよう配慮する。
- ◎道路交通の安全を確保した上で、ケヤキの雄大さや風格を損なわないよう、適正な維持管理をするよう配慮する。
- ◎公共サインを設置する場合は、分かりやすいサインとなるよう言語、デザイン等を工夫するとともに、周囲の雰囲気と調和した素材、色彩、意匠となるよう努める。

3) 占用等の許可基準に関する方針

- ・雑司が谷地域の保全型の景観まちづくりを進めていくにあたって、現状を維持する方策として、占用の許可基準を定める。

【景観重要公共施設の占用の考え方】

- ・占用等の許可基準を定めるにあたって、道路占用の現状を踏まえたうえで、公共上、生活上必要なもの以外は占用できないような基準とする。
- ・景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺の街並みと調和するよう配慮する。
- ・アーチ、自治会掲示板等は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した意匠や形状とする。
- ・交通標識の支柱、電柱は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した色彩とする。
- ・広告物は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した大きさ、色彩、デザインとする。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)】

- ・(豊島区占用許可基準第二 十三) 日よけの占用
 - (1)日よけは、建物に取り付け、その下端は、路面から 2.5 メートル以上とすること。ただし、固定的に取り付けた日よけは、車道においては 4.5 メートル以上とすること。なお、豊島区景観計画に基づく景観重要公共施設第 3 号に指定された区域については、基準を適用しない。
- ・(豊島区占用許可基準第二 二十四) 突出し看板の占用
 - (2)看板の下端は、歩道上では路面から 2.5 メートル以上、歩道を有しない道路では路面から 4.5 メートル以上とし、その出幅は、路端から 1 メートル以下とすること。なお、豊島区景観計画に基づく景観重要公共施設第 3 号に指定された区域については、歩道を有しない道路の基準を適用しない。